

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
“（所定単位につき15円を超える場合）	”	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の適減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人	合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回 & 月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人		379単位
③ 単一建物居住者 10人以上		342単位
④ 情報通信機器を用いた服薬指導		46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%

開局時間のご案内

月・火・木・金 9:00 - 18:00

水 9:00 - 17:00

土 9:00 - 13:00

日・祝日 休み

●夜間・休日等加算の対象時間

平日 18:00-閉店まで 土曜日 13:00-閉店まで

※1月2-3日 12月29-31日は休日扱い

※営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 19:00-22:00 6:00-8:00 深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始(12月30日-翌年1月3日)

保険
薬局

緊急連絡先(転送電話) 090-3209-1570

薬局の管理および運営は以下のとおりです



許可区分 | 薬局



管理薬剤師

中嶋 哲

勤務する薬剤師(保管・陳列・販売・情報提供・相談)



営業時間
9:00-18:00(月・火・木・金)
9:00-17:00(水)
9:00-13:00(土)

休日:日・祝

医薬品の購入または譲り受けの申し込みを受理する時間は上記営業時間とする



開設者
株式会社アール
代表取締役 中嶋 哲

勤務する登録販売者(販売・情報提供・相談)
無し

営業時間外の相談時間
携帯電話にて対応

090-3209-1570

取り扱う一般用医薬品

要指導医薬品

第一類医薬品

指定第二類医薬品

第二類医薬品

第三類医薬品

色付きのジャケット:名札に氏名及び「登録販売者」



薬局の名称・許可番号・許可年
月日・所在地・有効期間

薬局開設許可証(別掲)を参照

その他の勤務者
医務衣:名札に氏名

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

要指導
医薬品

第1類
医薬品

第2類
医薬品

第3類
医薬品

医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

一般用医薬品
使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

一般用医薬品
使用上、注意が必要な医薬品。

薬剤師または登録販売者が必要な情報提供に努め、販売いたします。

一般用医薬品
要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬品です。

薬剤師または登録販売者が必要な情報提供に努め、販売いたします。

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただきます。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

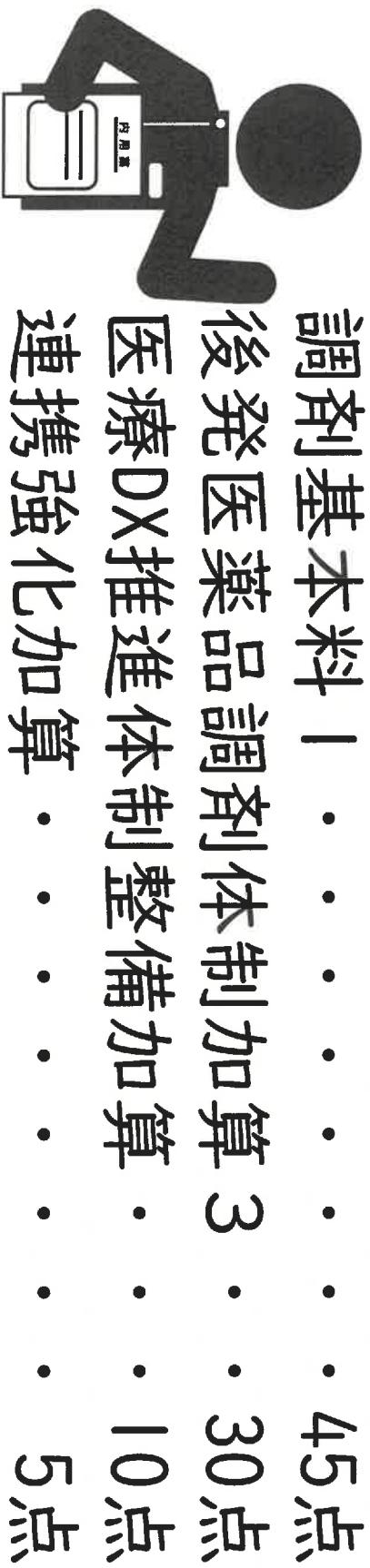
苦情相談窓口

北24条レイル薬局
TEL:011-788-7511

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料については下記のとおりです。また、お薬を安心・安全にご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関することや市販薬との飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

※お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。
疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。



当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

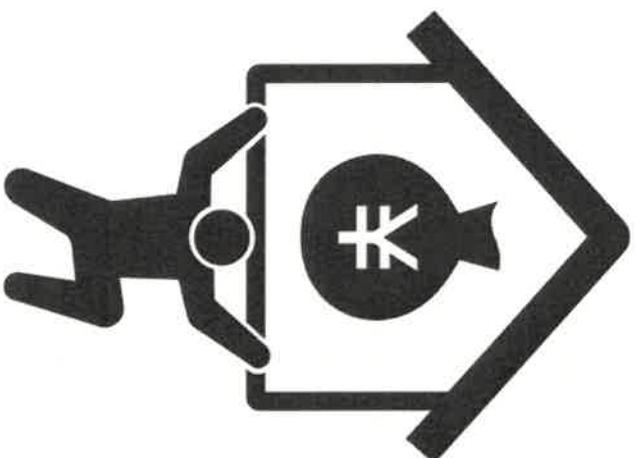
明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出ください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者についても明細書の発行が義務付けられております

処方せん受付回数が月1,800回以下で、同一グループ薬局数が300店舗未満で処方せん受付回数の合計が月に4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率が5割をこえて、地方厚生局に報告しています。特定の医療機関からの不動産賃貸借などの関係はありません。後発医薬品の調剤率が50%をこえて、地方厚生局長に報告しています。他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されています。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っていきます。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

地域に貢献する薬局になるためにしていること



開局時間

平日：8時間以上
土日：一定時間
週：45時間以上



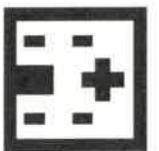
かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師指導料の届出を
しています。
管理薬剤師の実務経験が要件を
満たしています。



情報収集

インターネットを通じた情報収集と
周知(PMDAメディアナビなど)を行
っています。



対応

24時間調剤及び在宅業務に
対応。地方公共団体等に周知
を行っています。



在宅

在宅業務体制の整備と実績
(年12回以上)。医療機関、
訪問看護ステーションとの連
携が可能。



健康相談

健康相談を行っています。
一般用医薬品を販売や医療機関へ
の受診を勧奨しています。



後発医薬品

処方せん集中率が85%を超える薬
局では、後発医薬品の調剤割合が
50%以上あります。



副作用報告

健康被害などを防止した事例の收
集と副作用報告に係る手順書と報
告する体制を整備。



医薬品備蓄

1200品目以上の
医薬品を備蓄して
います。



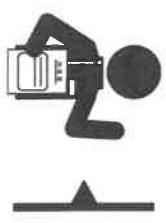
プライバシー

プライバシーに配慮
した構造です。

調剤従事者の資質向上を図るた
め、定期的な研修・学会などで研
究発表を行っています。

麻薬
麻薬小売業者の免許を受
けています。

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただけます。短期のご利用も可能です。
ご希望される場合お申し出ください。(医師の了解と指示が必要です)

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導



518

専位建物居住者



379単位/回 (2~9人)

342単位/回 (10人以上)

1単位=10円 10単位=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

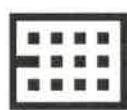
医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



650点/回

同一建物居住者



320点/回 (2~9人)

290点/回 (10人以上)

1点=10円 10点=10円 (1割負担) 30円 (3割負担) 自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

調剤だけでなくおくすり相談や
健康チェックも行っています

おくすり相談

健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さまのお薬相談や健康
チェックを行います。お気軽に越しください。
また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

お薬のことで困つたらかかりつけ薬剤師におまかせください

お薬がたくさんあって
間違えそうになる

専任の薬剤師が
あなたの薬を管理

いろんな
病院で薬を
もらっている

こんなこと
医師にいっても
いいのかなあ…

いつでも
相談OK

担当薬剤師を指名してください。同意書に署名していただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当いたします。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に週32時間以上勤務しています（育児・介護など労働時間短縮の場合は週24時間4日間以上）。薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取組に参画しています。

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

薬剤の容器代



点眼容器	30円
水剤容器 30ml:30円	
60~500ml:50円	

患者希望による一包化



1包化は1週間につき
340円

在宅医療の交通費

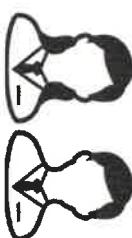


片道5kmにつき
600円

患者希望による 甘味料などの添加



患者さん宅へ 調剤した薬の持参料



患者希望による 服薬カレンダー



1日分につき
実費

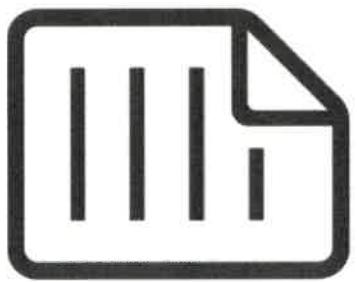
片道5km以上
600円

1日4回1週間分

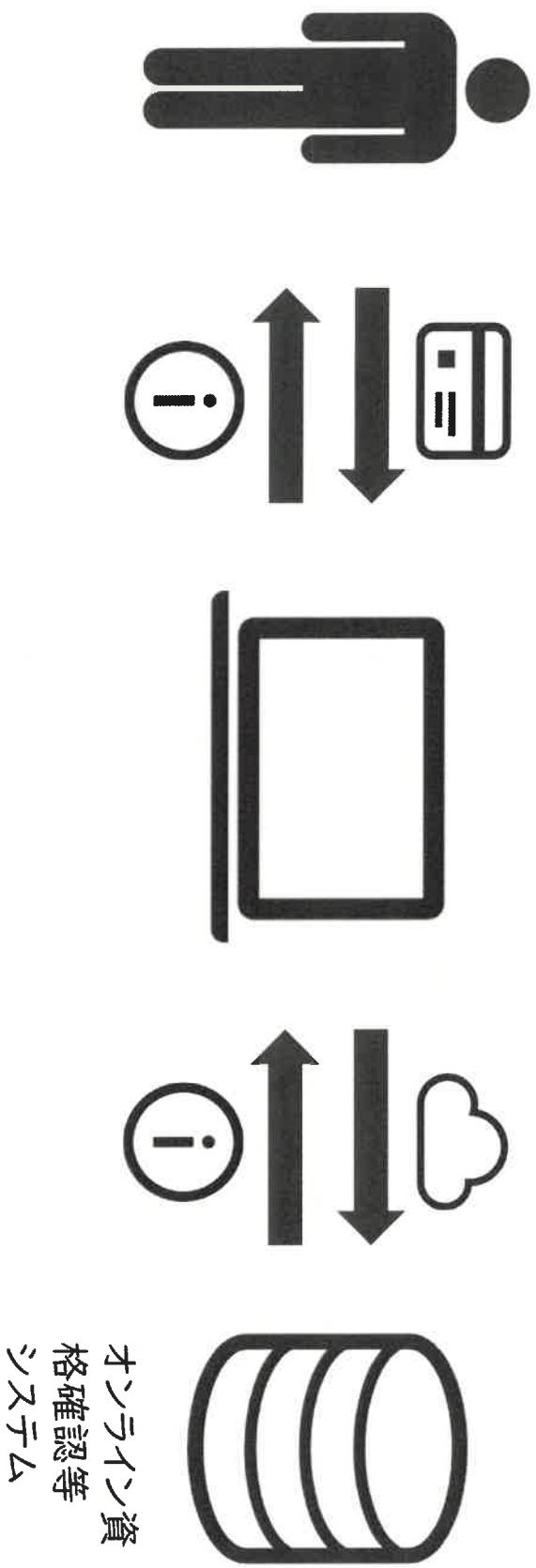
1600円

取り扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 生活保護法による医療扶助



情報通信技術を活用しています



当薬局では、オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して調剤等を実施できる体制を有しています。

生活保護法指定

指勞災保険
局兼葉保定